

令和3年度

ひょうごの文化発信



兵庫県マスコットはぼタン

リーディングプログラム支援事業

利用の手引き

世界的なスポーツの祭典が相次いで開催され、日本の文化が国内外から大きな注目を浴びる絶好の機会です。これを契機に、本県の分厚い文化力を県内外へ積極的に情報発信するとともに、次世代に誇れるレガシーを創出するため、そのモデルとなるような事業を県が支援します。

《対象》 交付決定日[※]以降令和4年3月31日(木)までに完了する事業

※交付決定は令和3年6月中旬頃を予定しています

《受付期間》 令和3年3月25日(木)～令和3年4月30日(金) まで

(消印有効)

《補助金額》 1事業あたり **50万円** (補助対象経費が75万円以上の事業)

※本支援事業の趣旨に強く合致する大型事業(対象経費が100万円以上のもの)については特認事業(対象経費の1/2以内・上限200万円)とする場合があります

<目次>

- 1 事業の内容……………P. 1
- 2 申請から補助金交付までの手続き……………P. 7
- 3 申請書記入例、様式……………P. 14

兵庫県企画県民部知事公室芸術文化課

1 事業の内容

(1) 事業の趣旨

兵庫県では国内外から大きな注目を浴びる機会である「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西」を契機に、兵庫県の文化の魅力をより多くの方に知っていただくため、県内外へ積極的に情報発信するとともに、県の文化活動を牽引し他の団体のモデルとなるような活動を「リーディングプログラム」として支援します。これにより県の芸術文化の振興と次世代に誇れるレガシーの創出を目指します。

(2) 補助対象となる事業実施期間

交付決定日～令和4年3月31日（完了すること）



兵庫県マスコットはぼタン

(3) 補助対象者

県内で活動する文化団体、NPO法人、実行委員会等の団体で、以下の要件をすべて満たしていること

- ・兵庫県内に活動の拠点を置いていること
- ・定款、寄付行為又はこれに類する規約、会則等を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する体制が確立していること
- ・自ら経理、監査する等の会計体制を有すること
- ・政治活動、宗教活動を目的としていないこと

■対象とならない者

- 1) 民間企業
- 2) 国、県、市町などの行政機関
- 3) 国、県、市町などの行政機関により出資を受けて設立された団体
※上記1)～3)までの団体は実行委員会の構成団体にはなれません
- 4) 反社会的活動を行う団体又は、その構成員が事業に関わる団体
※実行委員会の構成団体としても認められません

※1対象者につき同一年度内での複数申請は可能ですが、採択は一年度あたり1事業です

※同一事業について兵庫県の他の補助事業への並行申請はできません

(4) 補助対象となる事業

補助対象者が自ら主催する音楽、演劇、舞踊、美術、民俗芸能、伝統文化等を中心とした本県の芸術文化の魅力を広く発信する事業で、以下の1)～5)の要件をすべて満たすもの

- 1) 以下のいずれかに該当するもの
 - (ア) 県内外に対して波及力のある事業
 - (イ) 外国人を対象にした事業
- 2) 新規に立ち上げるもの、または、既存の活動を当補助事業の趣旨に基づき再構築したもの
- 3) 一般に公開し誰もが参加できるもの
- 4) 2021年以降も兵庫の文化としてレガシーとなるもの
- 5) 「東京2020 参画プログラム（文化）」又は「beyond2020 プログラム」のいずれか若しくは両方の認証を受ける事業。ただし、各文化プログラムの認証期間内に実施する事業に限る。

※詳しくはP.5をご覧ください。(各プログラムの申請期間にご注意ください)

<参考>対象となる事業イメージ

- 地域の芸術文化資源を広く県内外に発信するもの
- 本県の文化力を県内外に対して強くアピールできるもの
- 地域資源を活用した公演・イベント等で集客力や話題性のあるもの
- 兵庫県ゆかりの芸術文化を集客力のある場所（首都圏等）で発表する活動
- 県内トップレベルのアーティストによる公演や作品展示
- 訪日外国人向けに行う伝統文化のワークショップ
- 多言語対応した伝統文化の公演・イベント

【対象とならない事業】

- ・芸術文化の振興に寄与しないとみなされる事業
- ・政治的、宗教的活動を目的としているとみなされる事業
- ・慈善事業への寄附を目的とする事業
- ・コンクール、コンテストを主な目的とする事業
- ・宣伝や営利を目的とした事業
- ・暴力行為、迷惑行為のおそれのある事業
- ・文化祭などの校内行事や企業、学校、地域団体内のサークル・クラブ活動など、団体内部の行事とみなされる事業
- ・特定の会員等を対象にするなど一部の人しか参加できない事業
- ・物品の制作のみを目的とした事業
- ・兵庫県または兵庫県の外郭団体から他の補助金等の助成を受けている事業
- ・令和2年度ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業で採択された事業と同一であり、内容に新機軸の打ち出しや事業拡充・発信力の充実が認められない事業
- ・その他補助にふさわしくない事業

(5) 補助金の額

1事業あたり **50万円**（補助対象経費が75万円以上の事業）

【特認事業】

当補助事業の趣旨に強く合致する**大型事業（対象経費が100万円以上のもの）**については、特認事業として補助対象経費の **1/2 以内（自己負担金の範囲内で上限200万円）**の助成を行う場合があります。

（特認事業に該当する事業及び交付決定額は、申請いただいた事業のなかから事業内容や自己負担額等を鑑みたくうえで、審査会の審査により決定します。）

※補助金交付決定後であっても、収入金額、補助対象経費の支払実績等により、補助金額が減額となる場合があります

(6) 補助対象経費

対象となる経費の範囲は、以下に該当する、**事業に直接必要な経費**とします。

対象経費についてご不明な点がございましたら、芸術文化課までお問い合わせください。

費目	内容
会場費	会場使用料（附帯設備使用料含む）、会場設営費、会場撤去費等
報償費	ゲスト謝金、通訳料、翻訳料、原稿執筆謝金等 ※現金のみ対象。商品券、菓子折等は対象外です。
音楽費	作曲料、編曲料、写譜料、調律料、作詞料、調律料、楽譜製作料等
文芸費	演出料、舞台監督料、プラン料（照明、音響、美術）、脚本料、振付料、デザイン料、著作権使用料等
舞台費	道具費、衣装代、音響費、照明費、舞台制作費、 （照明、音響、美術）技術人件費等
賃金	会場整理員、受付、監視員、託児等スタッフ謝金 等 ※事業実施団体の構成員等への賃金は認められません
通信費	案内状送付料等 ※実績報告において発送先の明細が必要となります
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術作品運搬費等
保険料	催事保険料等
旅費	交通費、宿泊費（食事代除く）等 ※海外渡航費（航空運賃、船舶運賃等）は支出額の1/2を補助対象経費の上限とします
宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費、特設サイト開設費等
印刷費	プログラム※、パンフレット※、作品集※、台本、入場整理券、チラシ、ポスター、募集要項、封筒等の印刷費等 ※は無償配布の場合
記録費	録画費、録音費、写真費

※補助対象経費にかかる消費税は対象経費に含まず

※各経費の支払いにかかる振込手数料は、各費目に含めて計上してください

■助成対象とならない経費

- ・補助対象経費であっても、令和3年3月31日までに支払った経費（ただし、施設の規定に基づく会場使用料の前払いを除く）
- ・補助対象経費であっても、実績報告時に領収書等により支払いが確認できないもの
- ・団体の財産になり得る物の購入や製作経費
- ・団体運営の恒常的経費（人件費、事務費、光熱水費 等）
- ・行政機関に支払う手数料（印紙代、ビザ取得経費 等）
- ・施設、車両等の維持修繕費
- ・他の団体又は個人への助成金又は寄附金
- ・レセプション、パーティー等の経費
- ・記念品代
- ・航空、列車船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン乗車料金等）
- ・弁当代、茶菓子代
- ・その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくない費用

(7) 文化プログラムへの参画について

2021年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあります。国では、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、全国の自治体や芸術家等との連携の下、多彩な「文化プログラム」を全国各地で推進しています。

本補助事業もそうした趣旨に基づき実施を行うものであることから、補助を申請される団体におかれても、以下に掲げる文化プログラムに関する認証プログラムへの申請を行ってください。

※ 各文化プログラムの申請受付期間及び認証期間が異なります。各ホームページ等において十分にご確認ください。

《認証プログラム》

1) 東京2020参画プログラム（文化）〔公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会〕

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等が実施する非営利の事業（東京2020公認文化オリンピアド）や、地方自治体（会場関連自治体を除く）や非営利団体等が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる非営利の事業（東京2020応援文化オリンピアド）が対象です。要件等はガイドラインをご参照ください。

＜東京2020組織委員会ホームページ＞

<https://tokyo2020.org/jp/>

2) beyond2020プログラム〔兵庫県、文化庁、内閣官房等〕

2021年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証しています。

認証の具体的な要件には、①日本文化の魅力を発信する取組であるとともに、②障害者にとってのバリアを取り除く取組、または、外国人にとっての言語の壁を取り除く取組を含んだ活動であることとしています。

国や地方公共団体等の公的機関に加え、非営利団体、商工会議所、民間事業者等、営利・非営利を問わず、様々な団体が行う活動が対象であることも特徴です。

「beyond2020プログラム」の認証は、内閣官房オリパラ事務局や文化庁など国の機関のほか、兵庫県でも行っております。

＜兵庫県ホームページ「beyond2020プログラム」＞

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk18/beyond2020.html>

《東京 2020 大会に向けた文化プログラム》

プログラム名	東京 2020 参画プログラム (文化)		beyond2020 プログラム
	東京 2020 公認文化オリンピックアード	東京 2020 応援文化オリンピックアード	
概要	「 <u>オリンピック憲章</u> 」に基づいて行われる公式文化プログラム 東京大会の主なステークホルダー等が大会ビジョンの実現に相応しい文化芸術性の高い事業を実施。	「 <u>オリンピック憲章</u> 」に基づいて行われる公式文化プログラム 非営利団体等がオリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業を実施。	2020 年以降を見据え、レガシー創出に資する文化プログラム 営利・非営利を問わず多様な団体が実施。 ※オリンピック・パラリンピックの文言使用は不可
認証組織	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		兵庫県、内閣官房、文化庁 他
実施主体	組織委員会、国、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサーなど	会場関連自治体を除く地方自治体、独立行政法人含む非営利団体	民間企業等営利、非営利問わず様々な団体
プログラム(アクション)認証申請受付終了	2021年5月31日(月)	2021年3月31日(水)	随時受付 (終了時期未定)
ロゴマーク等使用申請受付終了	2021年7月22日(木)	2021年5月31日(月)	
プログラム認証期間(アクション実施期間)	～2021年9月5日(日)まで		～2022年3月31日(水)まで (予定)
必要な要素	大会ビジョン(全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承)及び文化オリンピックアードのレガシーコンセプト(①日本文化の再認識と継承・発展②次世代育成と新たな文化芸術の創造③日本文化の世界への発信と国際交流④全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化)を実現するもの		日本文化の魅力を発信 + ①障害者にとってのバリアを 除く活動 または ②外国人にとっての言語の壁を 除く活動
《ロゴマーク》	 <p>東京 2020 公認文化オリンピックアード 東京 2020 応援文化オリンピックアード</p>		 <p>Beyond2020 プログラム</p>

※両プログラムへ重複して申請することも可能です。

※これらの文化プログラムへの認証申請前であっても、補助金の交付申請は可能です。
ただし、事業実施日が認証期間内である場合は、事業実施前に必ず認証を取得し、広報物へのロゴマークの掲示をお願いします。万が一、事業終了後に認証がされていないことが発覚した場合は補助金の交付を取り消す場合があります(「補助対象となる事業」の要件を満たさなくなるため)

2 申請から補助金交付までの手続き

《手続きの流れ》 ※太線は、事業実施団体が行う手続きになります。

手続き	時期	備考
①交付申請	4月30日（金）まで	郵送の場合は、当日の消印まで。持参の場合は当日の17時30分まで。
②審査・交付決定	6月中旬頃（予定）	全ての申請団体に結果を文書で通知します。
③事業実施	交付決定後～令和4年3月31日まで	実施内容に変更等が生じた場合は速やかに当課宛ご連絡ください。
④実績報告	事業完了後の30日以内又は令和4年4月15日の早い方	補助要件に該当しないことが判明した場合等は、補助金を返還していただくことがあります。
⑤確認・支払	実績報告受領後概ね1か月以内	提出書類に不備等あればさらに時間を要することがあります。

※必要と認められる場合は、③事業実施前に助成額の1/2以内の概算払が可能です。

※申請書類は兵庫県のホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk18/bunkaleading.html>

リーディングプログラム 兵庫県

検索

(1) 交付申請

1) 申請期間

令和3年3月25日（木）から令和3年4月30日（金）

※郵送の場合は締切当日の消印、持参の場合は当日の17時30分まで受け付けます。

2) 提出書類

申請期間内に下記の書類を提出してください。（A4片面印刷、両面印刷は不可。）

①補助金交付申請書（様式第1号）
②誓約書（様式第1号の2）
③事業計画書（別紙1）
④収支予算書（別記）※支出経費の詳細を添付（様式任意）
⑤申請者概要（様式1）
⑥過去のチラシやパンフレットなど活動歴を証する資料<2種類程度> ※活動実績が無い団体は、構成員の活動歴が分かる資料を添付してください。
⑦団体の規約、会則、役員名簿<様式任意>
⑧債権者登録書
⑨通帳写し
⑩委任状<団体代表者以外の口座名義の場合>

※提出後の差し替えは認めませんので、提出前に内容を十分にご確認ください。

3) 提出先・問い合わせ先

兵庫県企画県民部知事公室芸術文化課 事業調整班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 (郵便番号を使うと住所の記載は不要です)

電話：078-341-7711 (代表) 内線 2851 (平日 9:00~12:00、13:00~17:30)

※郵送で申請の場合は、簡易書留等配達を証明できる方法でお送りください

4) 追加募集について

採択額が予算に達しない場合は追加募集を行います。その場合、追加募集の告知を県のホームページ等にて行いますのでご確認ください。

(2) 審査、交付決定

1) 審査

外部有識者からなる審査会において、書類審査のうえ、予算の範囲内で事業の採択（または不採択）及び交付額（補助金額）の決定を行います。

※別途、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

2) 選考の視点

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

評価事項	評価項目
事業の整合性・有効性	○申請事業が本助成の趣旨、目的に沿った内容であるか ○本県文化の魅力発信として有効か ○事業の効果に公益性が認められるか
事業の影響力・波及力	○県内外への発信力、インパクトが認められるか ○他団体の手本となるなど県の芸術文化を牽引する内容か ○多様性を意識し、より多くの人参加可能な取組みとなっているか ○効果的な広報を実施しているか
事業の実現性	○実現可能な内容、事業規模、スケジュールになっているか ○事務・財務管理をはじめとした適切な業務実施体制か ○過去に主催した事業の実績は優れているか
事業の将来性・継続性	○一過性ではなく、補助終了後も継続して行えるものか。もしくは今後の芸術文化活動につながるものか。 ○次世代を育成する視点があるか
事業の新規性・独創性	○活動内容にオリジナリティがあり、他を惹きつけるものか ○兵庫ならではの演目、作品を扱うなど工夫がみられるか

3) 交付決定

全ての申請団体に結果を文書で通知し、助成が決定した団体及び事業内容を県のホームページにて公表します。(採択予定：12件程度)

(3) 事業実施

交付決定後は、申請内容に基づき事業を実施してください。

1) 事業内容の変更や中止について

以下の場合には事前に変更（中止）申請が必要となりますので速やかに芸術文化課までご連絡ください。

- ・会場・期間等を変更するなど事業内容を大幅に変更する場合
- ・補助対象経費のうち各科目において予算額の20%を超える変更が生じる場合
- ・補助事業を中止し、または廃止する場合

※事業を実施しなかった場合は補助金の交付はできません。ただし、悪天候による参加者への安全配慮等の理由により、やむを得ず事業を中止した場合は、事業準備から中止にいたるまでの経緯、経費を当課までご連絡ください。事業実施準備に要したと認められる範囲で経費をお支払いする場合があります。

2) 広報等の協力依頼

- ・採択された団体は、事業に関する印刷物（ポスター、チラシ、印刷物など）に「ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業」の記載及び「東京 2020 参画プログラム」又は「beyond2020 プログラム」のロゴマーク標記を行ってください。

※「東京 2020 参画プログラム」及び「beyond2020 プログラム」へのロゴマーク使用申請はご自身で行ってください。ロゴマーク使用に関する規定等は以下のホームページをご覧ください。

東京 2020 参画プログラム: <https://participation.tokyo2020.jp/jp/>

beyond2020 プログラム : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk18/beyond2020.html>

- ・補助事業の開催情報を県のホームページ等に掲載する場合がございます。また、職員が事業実施状況を取材したり、資料・写真等を提供したりさせていただく場合がありますので、ご協力お願いいたします。

3) 注意事項

- ①事業の実施にあたっては、消防法等、法令を順守するとともに、イベント保険への加入など利用者、参加者等への安全面に最大限配慮してください。また、他人の肖像権もしくは著作権等の知的財産権を侵害することが無いよう十分ご注意ください。
- ②この公募事業に採択されたことに伴い、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に関する名称使用やマーク使用、その他に係る権利や権限が付与されることは一切ありません。事業のPR等において各大会の知的財産を侵害しないよう、正式な手続きをとってください。

(4) 実績報告

事業完了後 30 日以内又は令和 4 年 4 月 15 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

①補助事業実績報告書（様式第 10 号）
②補助事業報告書（別紙 2）
③収支決算書（別記）
④補助対象経費にかかる領収書、明細書等＜申請団体宛のものに限る＞
⑤事業を実施したことがわかる書類＜チラシ、プログラム、記録写真など＞
⑥補助金請求書（様式第 12 号）

※補助を受けた事業についての帳簿及び収入支出に関する証拠書類を令和 9 年度末まで（補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間）保存してください。

※切手やはがき、レターパック等の購入費については、実績報告の際に、用途・送付先一覧（様式任意）が必要となります。

(5) 確認、支払い

実績報告内容を確認し、補助金交付の可否及び交付額を確定したのち、ご指定口座に振込手続きを行います。

（ただし、補助事業で黒字が生じた場合、補助額は黒字の範囲で減額します。）

※申請内容に虚偽があった場合や、実績報告の結果、補助要件に該当しないことが判明した場合には、補助金交付決定を取り消す場合があります。

よくある質問

<対象団体>

Q 1. 対象団体であることを何をもって確認するのでしょうか。

A 1. 組織、運営、代表者に関する事項を記載した書類（規約、会則等）及び、申請者概要（様式 1）を提出いただくことにより、確認します。

Q 2. ○○市文化財団など市の外郭団体も対象になりますか。

A 2. 対象になりません（行政機関により出資を受けて設立された団体であるため）。ただし、実行委員会の構成団体にはなれます。

Q 3. 法人ではない任意団体でも対象になりますか。

A 3. 組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体であれば、対象になります。ただし、反社会的活動を行う団体又はその構成員が事業に関わる団体は除きます。

<対象事業>

Q 4. クラシック音楽やメディアアートなども対象になりますか。

A 4. 対象になります。ただし、採択にあたっては兵庫県らしさが伝わる内容など、本県の文化の魅力を発信する内容かどうかを審査会において審査します。

Q 5. 海外で行う事業も対象になるのでしょうか。

A 5. 対象になります。

Q 6. 市町等の同様の補助金をあわせて活用することは可能でしょうか。

A 6. 可能です。

Q 7. 特認事業（対象経費の1/2以内、上限200万円）はどのようなものでしょうか。

A 7. 本公募事業の趣旨に強く合致する大型事業（対象経費が100万円以上のもの）を想定しています。申請いただいた事業のなかから事業内容や自己負担額等を鑑みたうえで、審査会により該当事業及び交付決定額を決定します。

Q 8. 「東京2020 参画プログラム（文化）」と「beyond2020 プログラム」はどちらを申請すれば良いのでしょうか。

A 8. まずはご自身の団体がどちらのプログラムの実施主体要件を満たしているかをご確認ください。両方のプログラムに申請できる要件を満たしていれば両方、もしくはいずれか一方にご申請ください。なお、「beyond2020 プログラム」は兵庫県でも認証申請を受付けております。ただし、各文化プログラムの申請期間及び認証期間は異なりますのでご確認をお願いします。

<東京2020 組織委員会ホームページ> <https://tokyo2020.org/jp/>

<兵庫県ホームページ「beyond2020 プログラム」>
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk18/beyond2020.html>

<補助対象経費>

Q 9. 事業実施にあたりチラシ作成や補助金申請等の事務に使用するため、パソコン、プリンターを購入しようと考えていますが、補助対象経費となるのでしょうか。

A 9. パソコン、プリンターは備品に該当するため、補助対象経費にはなりません。

Q 10. 当日の受付業務について、外部の人に謝礼を払ってお願いしていましたが急遽来られなくなったので構成員で対応しました。この場合謝金は補助対象経費ですか。

A 10. 事業実施団体の構成員への謝金、賃金は補助対象経費にはなりません。

<助成額>

Q 11. 補助金額の算出方法を教えてください。

A 11. 補助金の額の算出例を以下に示します。

通常事業) 事業費 200 万円、補助対象経費 150 万円、補助対象外経費 50 万円、
入場料収入 120 万円 ⇒ 補助金は 50 万円

支出	補助対象経費 150 万円		補助対象外経費 50 万円
収入	補助金 50 万円	入場料収入 120 万円	自己負担 30 万円

通常事業) ※事業に黒字が生じた場合

事業費 200 万円、補助対象経費 150 万円、補助対象外経費 50 万円、
入場料収入 160 万円 ⇒ 補助金は 40 万円

支出	補助対象経費 150 万円		補助対象外経費 50 万円
収入	補助金 40 万円	入場料収入 160 万円	

Q12. 特認事業の補助金額の算出方法を教えてください。

A12. 特認事業は申請いただいた事業のなかから事業内容や自己負担額等を鑑みたうえで、審査会により該当事業及び交付決定額を決定します。補助金の額は①対象経費の 1/2 以内 (②自己負担額の範囲内で③上限 200 万円) です。算出例を以下に示します。

特認事業の算出例)

事業費 900 万円、補助対象経費 700 万円、補助対象外経費 200 万円、
補助申請額 50 万円、入場料収入 160 万円、その他収入 300 万円

支出	補助対象経費 700 万円		補助対象外経費 200 万円
収入	自己負担 440 万円	(※補助申請額 50 万円含む)	入場料収入 160 万円
			その他収入 300 万円

補助対象経費の 1/2 = 350 万円	…①	} ①~③のうち最も少ない額を採用
自己負担額 = 440 万円	…②	
補助額の上限 = 200 万円	…③	

⇒ 補助金額は最大で 200 万円

<申請から補助金交付までの手続き>

Q13. 概算払いは、どのような場合に認められるのでしょうか。

A13. 概算払理由書を提出いただき、妥当と判断した場合に認められます。

Q14. 悪天候のため事業を中止した場合、補助金は請求できないのでしょうか。

A14. 事業を実施しなかった場合は、補助金の交付はできません。但し、悪天候のため、参加者の安全等を考慮し、やむを得ず事業を中止した場合は、事業準備から中止にいたるまでの経緯、経費を報告してください。精査の上、事業実施準備に要したと認められる範囲で経費をお支払いする場合があります。

<事業実績報告関係>

Q15. 事業報告にあたり、補助対象経費を計算したら申請時より減額していました。補助額はなるのでしょうか。

A15. 通常事業については定額補助のため50万円から変更ありません。ただし、助成対象経費が75万円を下回ると補助の対象外となりますのでご注意ください。
特認事業については、実績による補助対象経費により、補助金額を算定のうえ、支給します。ただし、増額は不可です。

Q16. 実績報告書には、補助対象経費すべての領収書等の写しの添付が必要ですか。

A16. 領収書等は補助対象経費に該当するすべての支出について添付してください。補助対象外経費の支出については、領収書等の添付は不要です。

Q17. 領収書に金額と「商品代」としか記載されていませんが、問題ありますか。

A17. 「商品代」や「印刷代」「委託料」と記載されているだけなど、支出の内容が明確でないものは、納品書や請求書、レシートなどの明細（品名・数量・単価など）がわかる書類の写しを領収書に添付してください。また、実績確認時に明細の提出を求める場合がありますので、全ての証憑は大切に保管しておいてください。

Q18. 任意団体でも源泉徴収義務があるのでしょうか。

A18. 団体として事業を実施して頂きますので、すべての実施団体が源泉徴収義務者となります。ご不明な点は、団体の所在地を管轄する税務署へお問い合わせください。

3 申請書の様式、記入例

※消えない筆記具でご記入ください。
(鉛筆、消せるボールペン等は不可)
※A4 片面印刷でご提出ください。
(両面印刷は不可)

様式第1号(第3条関係)

補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日
日付けは空けてください(誓約書も)。

兵庫県知事 様

住 所 ○○市○○町1-2-3

団 体 名 兵庫県○○伝統文化普及協会

代表者名 兵庫 太郎 印

法人の場合は代表者印(角印等)を
任意団体の場合は代表者の個人印を押印

令和3年度において、ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付願いたく、補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額は空欄にしてください。

記

1 事業の内容及び経費区分(別記)

2 事業の着手予定年月日 令和3年 7月 ○日

別紙1の事業期間を記載してください

事業の完了予定年月日 令和3年 12月 △日

3 添付書類

- 誓約書(様式1号の2)
- 事業計画書(別紙1)
- 収支予算書(別記)
- 申請者概要(様式1)
- 活動歴を証する資料(2種類程度)
※活動実績が無い団体は、構成員の活動歴が分かる資料を添付してください。
- 団体の規約、会則、役員名簿
- 債権者登録書
- 通帳写し
- 委任状(団体代表者以外の口座名義の場合)
- その他(

提出書類にチェックをしてください。(書類に漏れが無いかもご確認ください。)

提出書類は一式コピーし、控えとして保管してください。

(別紙1)

「ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業」
事業計画書

各項目はなるべく具体的に記入してください。

事業名	(フリガナ) 〇〇伝統文化発信事業
主催者	団体名 (フリガナ) 兵庫県〇〇伝統文化普及協会
	代表者職氏名 (フリガナ) 兵庫 太郎
共催等の 依頼先	共催： 後援：兵庫県、□□市、□□市教育委員会、■ ■新聞社 協賛：
事業期間	令和3年 7月 〇日 (曜日) ～ 令和3年 12月 △日 (曜日)
実施日	令和3年 9月 〇日 (曜日) ～ 令和3年 9月 〇日 (曜日) (〇日間)
参加予定者	20人 鑑賞予定者 700人
会場	(会場名) 〇〇会館 (住所) 神戸市中央区
入場料	1,000円
事業の 趣旨・目的	日本の伝統芸能である邦楽を、兵庫県を訪れる外国人に楽しんでいただくため、 会員による演奏会と楽器体験を行う。日本の伝統文化を体験いただくことで伝統文化 の普及と兵庫県の文化の魅力を発信する。
事業の内容 ※別途企画書を 添付してください (様式任意)	兵庫県を訪れる外国人を対象に当会員による三弦、箏、胡弓の演奏会を行うと ともに、演奏終了後には実際に楽器に触っていただくワークショップを行う。 演目は日本の伝統的な邦楽曲の他、外国人にもなじみの洋楽をアレンジした曲を 演奏するなど、外国人や邦楽初心者にも親しみやすい内容とする。 プログラムには演目や楽器の紹介を掲載するとともに、外国人向けに英語表記を 行い、会場に通訳を配置する。障害のある方へも配慮し、会場はバリアフリーの施設 である〇〇会館で行う。 ■新規 □継続 (既存事業に新たな要素を加えるもの) ※継続事業の場合は今回から加える新たな要素を以下に記入してください
期待される 効果	・我が国が誇る伝統文化の再評価 ・新たな担い手の発掘 ・情報拡散により兵庫の文化力を県内外に広く発信できる

<p>広報の手段 ・計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会のホームページを通じて告知（英語表記） ・当日までの準備過程をこまめにSNSで発信 ・新聞社等のマスメディアへの後援申請 ・旅行社、観光協会、ホテル業界と連携することで、ターゲットとする訪日外国人に直接はたらきかけを行う
<p>令和4年度 以降の計画</p>	<p>今年度実施した成果を活かし、同様の活動を複数回実施し、より多くの方に邦楽の魅力を体験いただく。その際、今年度の活動記録映像を活用し、より魅力が伝わりやすい広報を行う。</p> <p>さらに、豊岡市を拠点に活動している姉妹団体にも活動成果を共有するとともに、同活動を広げ、全県に邦楽の輪を広げていく。</p>
<p>業務 スケジュール</p>	<p>令和3年.7月上旬 広報用チラシの作成 令和3年.7月下旬 広報用チラシの配布 令和3年.8 △△旅行社と打合せ 令和3年.8 □□温泉協会と打合せ 令和3年.8 ○○観光協会と打合せ 令和3年.9 会場設営打合せ 令和3年.10.4 リハーサル 令和3年.10.5～6 本番 令和3年.11 スタッフミーティング（振り返り）</p>
<p>本県文化の 魅力発信として 特にアピール できること</p>	<p>演奏曲には兵庫県ゆかりの曲を組み入れるなど、兵庫県らしい演奏会を予定しています。</p> <p>イベント参加者には特にSNSによる情報発信を促し、より多くの人に情報が届くような内容を計画します。</p>
<p>参加対象者 ※複数選択可</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>子ども <input checked="" type="checkbox"/>高齢者 <input checked="" type="checkbox"/>障害者 <input checked="" type="checkbox"/>外国人 <input checked="" type="checkbox"/>県外在住者 <input checked="" type="checkbox"/>地域住民 <input checked="" type="checkbox"/>その他（広く一般県民） </p>
<p>文化プログラ ムの認証状況</p>	<p>① 東京2020公認プログラム 申請済（認証番号： ）/申請予定（ 月頃） ② 東京2020応援プログラム 申請済（認証番号： ）/申請予定（ 月頃） ③ beyond2020 申請済（認証番号： ）/申請予定（4月頃）</p>

文化プログラム申請前であっても補助事業への申請可能です。（認証期間内の事業については、必ず事業開始前に認証取得してください）

収 支 予 算

計算間違いがないように
に注意してください。

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	内 訳 (積算根拠)
県補助金申請額	500,000	申請額は必ず50万円としてください
県以外の助成金・補助金		招待者数もご記入ください。 人数の合計は、別紙1の入場者数と一致させてください。
寄附金・協賛金・広告料	100,000	パンフレット広告料 (10万)
入場料・参加費収入	600,000	1,000円×600人、招待者50人
その他収入		会員の出品料、参加料、会費等は自己負担金に計上してください。
自己負担金	350,000	会費より
合 計	1,550,000	同額となるようにしてください。

2 支出の部

科 目	予 算 額	内 訳 (積算根拠)
補助対象経費	会場費	400,000 会場使用料、控室、付属設備
	報償費	200,000 ゲスト(〇〇氏)、通訳、司会、翻訳料
	文芸費	20,000 著作権使用料
	舞台費	100,000 音響、舞台操作人件費(5名)
	賃金	50,000 会場整理、受付、託児スタッフ(計5名)
	通信費	54,000 郵便300件
	運搬費	100,000 楽器運搬費
	保険料	30,000 催事保険料
	印刷費	500,000 パンフレット1,000部、チラシ20,000部、チケット1,000枚、ポスター200枚
	記録費	50,000 録画・編集費
計	1,504,000	
補助対象外経費	46,000	電話代、レセプション経費等
合 計	1,550,000	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。また支出の「補助対象経費」については詳細な積算資料の添付してください。(任意様式可。別紙【参考】参照)

(様式1) 「ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業」

申請者概要

団体名	(フリガナ) 兵庫県〇〇伝統文化普及協会			
構成団体	※実行委員会形式の場合は、構成団体の名称を記入してください			
ホームページ	http://			
団体設立年月	令和3年4月	法人設立年月	年 月 (主務官庁:)	
代表者	職名 代表		(フリガナ) 氏名 兵庫 太郎	
	住所 〒XXX-XXXX 〇〇市〇〇町1-2-3			
	電話(XXX)XXX-XXXX		FAX (XXX)XXX-XXXX	
事務局 (平日の昼間に 連絡がつく連絡先)	職名 事務局長		(フリガナ) 氏名 摂津 花子	
	住所 〒XXX-XXXX 〇〇市〇〇町1-2-3			
	電話(XXX)XXX-XXXX FAX (XXX)XXX-XXXX 不在時の連絡先			
	E-mail XXXXXXXX@XXX.XX.jp			
会計責任者	(フリガナ) 氏名 播磨 一郎			
構成員	役職員	5 名	会 員	20 名
加入条件等	兵庫県内のアマチュアの演奏家で会の趣旨に賛同するもの			
設立目的	日本の伝統文化である邦楽を通じて会員相互の交流をはかるとともに、伝統文化の継承、振興を図る。			
主な活動実績 (別紙可)	平成20年度から毎年神戸市内で定期演奏会を実施。 平成26年に〇〇財団の補助制度を使用し、中国△△州にて交流演奏会を開催。			
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>別途過去の活動内容が分かる資料を提出してください。</p> </div>			

以下の書類を添付してください。

- ・ 団体の規約、会則、役員の名簿
- ・ 「主な活動実績」欄に記入された過去の活動資料 (チラシ、プログラム)

《参考：収支予算書（別記）に添付する支出経費詳細資料イメージ》

(単位：円)

	科目	予算額	内 訳	
補助 対象 経 費	会場費	400,000	会場使用料	230,000
			控室使用料	70,000
			付属設備	100,000
	報償費	200,000	ゲスト(〇〇氏)	80,000
			通訳(△名)	30,000
			司会者	40,000
			翻訳者	50,000
	文芸費	20,000	著作権使用料	20,000
	舞台費	100,000	音響設備	25,000
			舞台操作人件費(5名)	75,000
	賃金	50,000	会場整理(2名)	20,000
			受付(2名)	20,000
			託児スタッフ(1名)	10,000
	通信費	54,000	郵便郵送料(180円×300件)	54,000
	運搬費	100,000	楽器運搬費	100,000
	保険料	30,000	催事保険料	30,000
	印刷費	500,000	パンフレット(195円×1,000部)	195,000
			チラシ(5円×20,000部)	100,000
			チケット(105円×1,000枚)	105,000
			ポスター(500円×200枚)	100,000
記録費	50,000	録画	20,000	
		編集費	30,000	
計	1,504,000			
補助対象外経費	46,000	電話代、レセプション経費	46,000	
合 計	1,550,000			